

山形県議会基本条例の解説

(前文)

山形県議会は、明治 12 年に公選制の県会として開設されて以来、先人の郷土愛及び英知を継承しつつ、県民の多様な意思を県政に反映するため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、議会改革にも積極的に取り組み、円滑な議会運営を図りながら、県民の福祉の向上及び県勢の発展に向けた活動に真摯に取り組んできた。

とりわけ、平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行を契機とする地方分権改革の進展を踏まえ、これまで、地方分権社会にふさわしい議会を目指し、開かれた県議会、提言する県議会及び活動する県議会の 3 つの基本目標の下、議会活動に関し県民の理解を深めるための広報の充実、他の都道府県議会に先駆けた政策提言の実施、専門的知見の活用、議員相互の討議の導入による審議の充実等、様々な面で議会の機能強化を図ってきた。

全国的な人口減少が急激に進む中であって、地方公共団体の持続的な発展を図るためには、自主性及び自立性を発揮した地方の創生が喫緊の課題となっている。

こうした課題等に的確に対応するため、二元代表制の一翼を担う地方議会には、住民の意思の調整を図りつつ、地方公共団体の最終意思を決定する団体意思決定機能、地域課題の解決を図る政策の立案及び提言機能等を最大限に発揮することが求められている。

このため、本県議会にとって、今後とも、これまでの議会改革の取組を一層推進し、更なる議会の機能強化を図る等、地方自治の本来の力を高めていく議会運営が重要となっている。

ここに、本県議会は、自らの果たすべき役割及び責務を改めて自覚し、地方自治法にのっとり、議会の基本理念を明らかにし、議会の運営原則、議員の責務等の議会に関する基本事項を定めるとともに、県民の負託に応え続ける県議会を実現することを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、本条例を制定するに至った背景や条例制定に向けた議会の決意等を明らかにするものです。

本県議会は、明治 12 年に開設された「山形県会」以来、県民の負託に応え、県民福祉の向上及び県勢の発展のため、真摯な議会運営に努めてきました。

とりわけ、平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行を契機として、地方の自主性・自立性が高められる地方分権社会にふさわしい議会を目指して、「開かれた県議会」、「提言する県議会」、「活動する県議会」の 3 つの基本目標のもと、議会の機能強化を図る様々な議会改革に努めてきました。

地方の急激な人口減少が進む中、議会の機能を最大限発揮することが求められています。これまでの議会改革の取組を一層推進し、改めて、議会の役割等について自覚するとともに、引き続き、県民の負託に応え続ける県議会の実現を決意し、この条例を制定することを前文の内容としています。

【用語解説】

- ・討議 議案等の審査や政策立案のために、議員同士がお互いの意見を述べ合うことをいいます。
- ・審議 本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決する一連の過程のことをいいます。
- ・二元代表制 知事と議員は、それぞれ直接住民から選ばれます。二元代表制は、議員で構成される議会（議事機関）と知事（執行機関、行政機関）を並列的に配置し、相互に抑制・均衡しながら、行政の運営に当たっていくことを狙いとする制度です。
- ・地方自治の本来の力 自主性、自立性に基づき、地域自らが判断し、対処するといった地方自治の機能をいいます。
- ・地方自治法の本質 地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としていることをいいます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山形県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則、議員の責務及び活動原則、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係、議会と県民との関係等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民が未来に希望を持ち、幸せを実感できる山形県の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例の制定目的について定めるものです。

本県議会の基本理念、議会の役割、議会の運営原則、議員の責務及び活動原則等の議会に関する基本事項を条例で明確に定め、議員と県民の共通認識とすることで、県民の議会に対する理解を深めるとともに、議員自らがその役割を自覚し、議会が県民からの負託に応え、もって県民が未来に希望を持ち、幸せを実感できる山形県の実現に寄与することを目的として規定します。

【用語解説】

- ・知事その他の執行機関 知事のほか、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会をいいます。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の下、県の意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を十分に発揮し、及び県民の多様な意思を県政に反映させることにより、地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする。

【趣旨】

本県議会の基本理念について定めるものです。

議事機関としての議会の議員と執行機関の長である知事の双方が、県民の直接選挙で選任され、相互の対等関係において行政運営が行われる二元代表制にあつて、県の意思決定を行う議事機関として、本会議や委員会等における公平かつ公正な議論を尽くすとともに、議決権や監視権などといった議会の権限を十分に発揮し、多様な県民の意思を県政に反映させ、地域の課題をその実情に応じて、地域自らが判断、対処し、自立した行財政運営を行う地方自治の本来の力を高めることを目指すことを基本理念として規定します。

【用語解説】

- ・ 県 県とは、地方公共団体としての山形県をいいます。
- ・ 議事機関 条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関をいいます。通常、議会といわれています。憲法では地方公共団体には議事機関として議会を設置することとされております。

第2章 議会の役割及び運営等

(議会の役割)

第3条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 県民の代表者からなる議事機関として、県の意思を決定すること。
- (2) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により国等に対して意見の表明を行うこと。

【趣旨】

議会が担うべき役割について定めるものです。

基本理念を達成するために議会が担う役割を県民に明らかにするため、以下のとおり4つの主な役割を規定します。

- ①議会は、憲法第93条第1項により設置された県民の代表者からなる議事機関として、議決により県の意思決定を行う役割を担っていることを規定します。
- ②議会は、二元代表制の下、知事等の執行機関の事務執行が適切に行われるよう、監視し、評価する役割を担っていることを規定します。
- ③議会は、県政が抱える諸課題に関し、政策を立案したり、これを知事等に提言したりする役割を担っていることを規定します。
- ④議会は、地方自治法第99条の規定に基づく意見書の提出、議会としての意思表示である決議等を行うことにより、国等に対し、議会としての意見を表明しその対応を促す役割を担っていることを規定します。

(議会の運営原則)

- 第4条 議会は、公平かつ公正を原則とした運営を行わなければならない。
- 2 議会は、その役割を踏まえ、審議等の充実、積極的な政策の立案及び提言、議会活動の透明性の確保並びに広報及び広聴の充実に努めなければならない。
 - 3 議会は、言論の府として議員の発言の機会を保障し、及び議員相互の討議等により活発な議論が行われるよう努めなければならない。
 - 4 議会は、本会議及び委員会の目的及び役割に応じ、質問及び質疑の充実に努めなければならない。
 - 5 議員は、質問及び質疑を行うに際し、その論点を明確にし、及び県民にわかりやすくするよう努めるものとする。
 - 6 議会は、重要な議案、請願等について、審議等の徹底を期すため、必要に応じて公聴会の開催又は参考人からの意見聴取に努めるものとする。
 - 7 議会は、委員会の設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう委員会を運営しなければならない。

【趣旨】

議会運営で守るべき原則について定めるものです。

議会は、以下の原則に基づき、運営及び活動することを規定します。

- ①議会は、県民の代表者からなる県の意思を決定する議事機関であり、運営は、多様な県民の意思を踏まえ、公平かつ公正を原則とした議会運営を行う必要があることを規定します。
- ②本県議会においては、「平成12年度山形県議会活性化検討委員会報告」以来、議会運営の基本目標として、「開かれた県議会」、「提言する県議会」、「活動する県議会」の実現に向け、議会運営に取り組んできています。こうした経過も踏まえ、議会は、その役割を踏まえ、審議の充実、積極的な政策の立案及び提言、議会活動の透明化並びに広報及び広聴の充実に努めなければならないことを規定します。
- ③議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員の発言の機会を保障し、かつ議員相互の討議等により、活発な議論が行われるよう努めなければならないことを規定します。
- ④本県議会では、本会議及び委員会における質疑及び質問に関して、一括質問方式や一問一答方式など多様な質問方法により、本会議及び委員会の目的に応じた効果的な質問機会を確保するなど質問及び質疑の充実に努めることを規定します。
- ⑤わかりやすい議会運営に配慮する観点から、議員が質疑及び質問を行うに際しては、その論点を明確にした県民にわかりやすい質問及び質疑に努めることを規定します。

⑥重要な議案、請願等の審議等の徹底を期すため、必要に応じて、公聴会や参考人といった法的な制度の積極的な活用を努めることを規定します。

⑦委員会の運営について、それぞれの設置目的を達成するため、調査機能や委員間討議など委員会が持つ機能が十分に発揮されるよう運営しなければならないことを規定します。

【用語解説】

- ・本会議 全議員で構成し、県の意思を決定するための会議をいいます。
- ・委員会 地方自治法第109条により、条例で置くことができる常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいいます。
- ・質問 議案以外の県政全般について、状況や方針・計画等について聴くことをいいます。
- ・質疑 議案等について、討論、表決の前に疑問点を正すことをいいます。
- ・審査 委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。
- ・公聴会 予算その他重要な議案、請願等について真に利害関係を有する者等から意見を聴く場のことをいいます。
- ・参考人 地方公共団体の事務の調査又は審査のため必要があると認めるとき、意見を聴くため出頭を求める関係人のことをいいます。

(定例会の回数及び会期)

第5条 議会は、定例会の回数及び会期について、十分な審議日程を確保できるよう定めるものとする。

【趣旨】

定例会の回数及び会期についての基本的な考えを定めるものです。

定例会の回数を定めることは、知事に議会の招集を義務付けることであり、議事機関として、年間を通じて、適切に県行政の監視及び評価等ができるよう配慮する必要があります。また、その会期についても、議案の審議等の議会の役割を果たすため、十分な会期が確保できるよう配慮する必要があります。こうした趣旨を踏まえて、規定します。

(緊急事態等への対応)

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

【趣旨】

災害及び緊急事態等の発生時における議会の基本的な対応について定めるものです。

特に近年、県民の生命、財産を脅かす災害が発生している状況にあることから、災害及び緊急事態の発生時において、議会として対応すべき基本的な役割を規定します。

【用語解説】

- ・災害及び緊急事態等 地震や土砂崩れなど自然災害のほか、大事故の発生や病気の蔓延など県民生活に影響を及ぼす様々な事態をいいます。

第3章 議員

(議員の責務及び活動原則)

第7条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考えた議会活動その他の活動を通じて、県民の負託に応える責務を有する。

2 議員は、県民の意思の把握、県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究、政策の立案及び提言等の活動により、その責務を果たすよう努めなければならない。

【趣旨】

議員の責務や役割など活動原則を定めるものです。

議員は、地域を代表し、議会の構成員として、常に県民全体の利益を考え、議会活動や政務活動等を通じて、県民の負託に応える責務を有していることを規定します。

また、その責務を果たすため、県民の意思の把握、県政の課題及び政策に関する情報収集や調査研究、政策の立案及び提言等の活動に努めることを規定します。

【用語解説】

- ・議会活動 議会が行う活動全般を指すものであり、本会議及び委員会並びに法第100条第13項の規定に基づく議員の派遣のほか、法第100条第12項の規定に基づき会議規則第124条に定める議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場の活動をいいます。

(政治倫理)

第8条 議員は、県民の代表者として県政に携わる権能及び責務を有することを深く自覚し、並びに厳しい倫理意識に徹することにより、政治倫理の向上に努めなければならない。

【趣旨】

議員に求められる政治倫理の確立について定めるものです。

議会への信頼は、個々の議員への信頼に基づくものであり、議員は、厳しい倫理意識に徹し、政治倫理の向上に努めることを規定します。

(会派)

第9条 議員は、議会活動その他の活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、県政の課題について、会派内及び会派間における討議及び調整を積極的に行うとともに、研修活動の実施及び会派に所属する議員の調査研究活動の支援に努めるものとする。

【趣旨】

会派の結成、その役割について定めるものです。

会派は、基本的な政策等が一致する議員同士が議会活動を共に行うために結成する任意の団体ですが、地方自治法において政務活動費の交付対象となっているほか、本県議会においては、委員会の構成や質疑者の配分などで会派を単位としていること、また、会派ごとに議案に対する賛否や発議案等についての検討、所属議員の研修活動などが行われている実態から、議会運営上必要不可欠な存在となっています。

そのため、会派の結成及び会派に求められる主な役割について規定します。

【用語解説】

・会派 議会内で結成された同じ主義・主張を持った議員のグループのことをいいます。

(議員定数等)

第10条 議会は、議員の定数、選挙区等について、県民の意思を県政に十分反映することができるように定め、適宜、必要な見直しを行うものとする。

【趣旨】

議会を構成する議員の定数及び選挙区のあり方について定めるものです。

定数及び選挙区等については、多様な県民の意思を県政に反映するうえで、重要な事項であり、人口動向や一票の格差の状況なども踏まえながら、適時見直しを行うことを規定します。

第4章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第11条 議会は、県の意思を決定する機能、知事等の事務の執行について監視及び評価する機能並びに政策を立案する機能の強化に努める等により、不断の議会改革に取り組むものとする。

【趣旨】

本県議会として、引き続き、議会の機能強化及び不断の議会改革に取り組む基本的な考えを定めるものです。

本県議会が議会の役割を十分に発揮するため、本会議や委員会の機能強化に積極的に取り組む姿勢を明らかにするために規定します。

また、本県議会は、これまでも審議等の充実、議会の活性化に向け、積極的に議会改革に取り組んできておりますが、これまでの取組みを後退させることなく、議会の役割をより一層効果的に発揮するため、議会運営における新たな課題や社会情勢の変化に対応し、不断の議会改革に取り組むことを規定します。

(政策の立案及び提言)

第12条 議会は、政策を立案し、及び知事等に対してその提言を行う場合は、議員が行う調査、委員会等における審査、議員相互の討議等を活用し、効果的な提言の内容となるよう努めるものとする。

【趣旨】

議会が行う政策立案及び政策提言の機能強化について定めるものです。

本県議会は、他県に先駆けて、議会として知事に対する政策提言に取り組んできたところではありますが、地方分権社会にあって、政策立案や政策提言が、議会や議員により一層求められる役割であることを認識し、議員による調査、委員会における審査、議員相互の討議等を活用して、効果的な政策提言をまとめ上げるよう努めることを規定します。

(専門的知見の活用)

第13条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を実施するよう努めるものとする。

専門的知見の活用について定めるものです。

議会における十分かつ効果的な審査又は調査を進めるため、積極的な専門的知見の活用を努めることを規定します。

【用語解説】

- ・学識経験を有する者等による調査

地方自治法第 100 条の 2 に規定する議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等に依頼し行う調査のことをいいます。

(検討組織の設置)

第 14 条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題及び議会の運営に関して必要があると認めるときは、議員により構成される検討組織を設置し、審査、協議又は調整を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

検討組織の設置、活用について定めるものです。

本会議や委員会のほか、様々な県政課題や議会活動における課題に対応するため、協議又は調整を行うための場などを設置し、積極的に活用していくことを規定します。

【用語解説】

- ・協議又は調整を行うための場

地方自治法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場であり、本県議会では、現在、議会の運営に関する各党派間の協議又は調整を行う「党派協議会」、議会の政策提言の決定及び知事に対する提言の協議又は調整を行う「政策提言会議」、議会広報・広聴のあり方について協議を行う「広報・広聴委員会」などがあります。

(交流及び連携の推進)

第 15 条 議会は、その機能を強化し、及び議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会、大学等と交流し、及び相互に連携を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

他の地方公共団体や大学等との交流及び連携のあり方について定めるものです。

議会活動の活性化を図るためには、他の地方公共団体の議会の取組みを参考にす
るほか、共通の課題に対する調査研究や国等への政策提言などに共同して取り組む
ことが効果的です。また、専門的知見の活用を円滑に進めるうえからも大学との連
携が必要であることから、交流や相互連携に努めることを規定します。

第5章 知事等との関係

(知事等との関係)

第16条 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、執行機関である知事等との機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、議事としての機能の発揮に努めるものとする。

【趣旨】

議会と知事との基本的な関係を定めるものです。

二元代表制においては、議会、知事の双方の役割、機能が十分に発揮されることが重要です。

そのため、議会は、議決により県の意思を決定する議事機関として、執行機関の長である知事との機能の違いを踏まえ、それぞれの役割を尊重し、事務の監視・評価、政策の立案及び提言などの議会の機能の発揮に努めることを規定します。

(知事等による説明)

第17条 知事等は、予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策を定め、若しくは変更するときは、議会に対し、その内容を迅速かつ詳細に説明するよう努めるものとする。

2 議会は、知事等に対して議案等についての説明を求めるものとする。

【趣旨】

知事等の議会に対する説明努力を定めるものです。

議会において、審議を行うにあたっては、知事等からの説明が不可欠です。そのため、知事等が、予算等の重要案件について議会に対し、十分な説明に努めることを規定します。

また、議会が、議案についての調査、審議の一環として、知事等に対して議案等の説明を求めることを規定します。

第6章 県民との関係

(議会の説明責任)

第18条 議会は、議会の運営、政策の立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責任を有する。

【趣旨】

県民に対する議会の説明責任について定めるものです。

議会は、議会活動を通じて、県の意思の最終決定を行うと同時に、その結果や意思の形成過程を県民に対して説明する責任を有していることを規定します。

(会議等の公開)

第 19 条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開するとともに、県民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議会の意思の決定過程、議決の結果等の議会活動に関する情報公開の推進に努めるものとする。

【趣旨】

本会議や委員会等についての原則公開を定めるものです。

県民に対する議会活動の透明性を確保するため、議会の意思決定の場及びその過程の場となる本会議や委員会等について、非公開とする必要があると認められる場合を除き、原則公開とするとともに、会議等の公開に当たっては、議会日程の早期公表、傍聴手続きの簡素化や会議資料の配布など傍聴しやすい環境の整備に努めることを規定します。

また、議会活動に対する県民の理解を深めることや信頼を確保するため、議会活動に関する情報公開の推進に努めることを規定します。

(広報及び広聴の充実)

第 20 条 議会は、多様な媒体及び機会の活用により、県民に対して積極的に議会活動に関する情報を提供するとともに、県民の意思を把握するよう努めるものとする。

【趣旨】

議会における広報・広聴のあり方について定めるものです。

議会が県民にとって身近で開かれた存在になるためには、会議等の公開のほか、議会に関する情報を広報誌やテレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体により県民に提供すること、また、気軽に議会に対する意見を言える環境及び機会を確保することが重要です。

そのため、多様な媒体や機会を活用した広報・広聴の充実に努めることを規定します。

第 7 章 議会事務局等

(議会事務局の機能強化等)

第 21 条 議会は、議会活動を円滑に行うため、議会の事務局の機能を強化し、及びその組織体制を整備するよう努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会の図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

【趣旨】

議会事務局等のあり方について定めるものです。

議会活動が円滑かつ効果的に行えるよう、それらの活動を支える議会の事務局の機能強化、組織体制の整備に努めることを規定します。

また、議員の調査研究のため議会に置くこととされている議会の図書室について、設置目的を達成するために、その充実強化に努めることを規定します。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第22条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【趣旨】

本条例と議会に関する事項を定める他の条例等との関係について定めるものです。

他の条例との間に優劣はないものの、本条例は、議会に関する基本事項を定める条例として制定するものであることから、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、本条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る必要があることを規定します。